

## 平成29年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

- 1 日時 平成29年7月14日(金)午後3時30分～午後5時00分  
場所 小田原市役所 3階 全員協議会議室

### 2 出席者

学識経験者	嶋 崎 政 男 (会長)
精神科医	南 達 哉
弁護士	田 代 宰
臨床心理士	小 倉 直 子
社会福祉士	芦 田 正 博

### 3 教育委員会職員

教育長	栢 沼 行 雄
教育部長	内 田 里 美
教育総務課長	飯 田 義 一
教育指導課長	菴 原 晃
教育指導課指導主事	瀬 戸 由 里 子
教育指導課指導主事	松 澤 俊 介

#### (校長会)

小学校長会代表	長 澤 貴
中学校長会代表	西 村 泰 和

#### (事務局)

教育総務課総務係長	高 瀬 聖
教育総務課主査	室 伏 政 志

### 4 議題等の概要

- (1) 小田原市のいじめの認知件数等について
- (2) いじめの防止等のための基本的な方針の改定について
- (3) 効果的ないじめ防止対策について

教育総務課長…お待たせいたしました。南委員がまだご到着になっておりませんが、先ほど電車の遅延により10分以上遅れてしまうので、先に進めておいていただきたいとご連絡がございましたので、ただ今から、平成29年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます教育総務課長の飯田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。はじめに、教育長からごあいさつをさせていただきます。

教 育 長…皆様、こんにちは。本日は、平成29年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会にお集まりいただきましてありがとうございます。近年、いじめに関する報道は後を絶ちません。報道を見る度に自分事を感じられ、非常に危機感を覚えるところでございます。今年の3月に、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定がございましたが、今回改めて基本方針を読み直しましたが、いくつか感じる点がございました。

その1点目として、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要であること。2点目として、いじめ問題を含む教育に関わる諸課題は現代社会の鏡でもあり、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの社会問題も、いじめと同じ地平で起こること。3点目として、いじめ問題への対応力は、我々教育者の教育力を結集して対応しなければならないことであるとともに社会の成熟度の指標でもあり、それゆえに、学校だけでなく保護者や地域が協力し合い、地域社会全体で問題解決に当たらなければならないことなどを改めて確認をいたしました。また、教育の現場の対応といたしましては、児童・生徒が主体的にいじめ問題を自分の問題として捉え正面から向き合うことができるよう、日頃の授業を通じて繰り返し指導することが何よりも重要であると考えます。

こうした指導を通じて自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるようになることや、他人を思いやる優しさや社会性、規範意識を育てていくなど、教育の本来の目的に繋がっていかねばならないと感じました。国の基本的な方針の改定を受けまして、本市においても小田原市いじめ防止基本方針や各学校のいじめ防止基本方針を改定しなければならない状況にありますことから、本日は、それぞれの専門的な見地から有効ないじめ防止対策につきまして忌憚のないご意見やアドバイスをお聞かせいただきたくようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

教育総務課長…ありがとうございました。それでは、会議に入ります前に、本日本配りいたしました資料の確認をさせていただきますと存じます。1枚目が次第でございます。2枚目がいじめ防止対策調査会委員名簿。3枚目が本日の席次表でございます。

次に資料1-1小田原市のいじめの認知件数等について、資料1-2小田原

市における各世代のいじめの認知件数、資料1-3小田原市における各世代のいじめ認知件数の分析について、資料2-1「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定の概要、資料2-2いじめの防止等のための基本的な方針、資料3-1いじめ重大事態の調査に関するガイドライン、(平成29年3月)概要、資料3-2いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、参考資料1として小田原市いじめ防止基本方針、追加資料1として、いじめ防止に関して児童・生徒が積極的に関わる取組についての以上でございます。不足がございましたらお申し出いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、調査会規則第5条の規定により、ここからは議長を会長にお願いしたいと存じます。嶋崎会長よろしくお願ひいたします。

嶋崎会長…ありがとうございました。それでは開会させていただきます。議題が3点ございますし、時間の配分もございますので御協力の程どうぞよろしくお願いいたします。1点目の小田原市のいじめ認知件数等につきまして、資料1-1から資料1-3までございますが、これを一括いたしまして事務局からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

指導主事…こんにちは。教育指導課指導主事瀬戸と申します。よろしくお願いいたします。資料につきましては私からご説明させていただきます。資料1-1「小田原市のいじめの認知件数等について」をご覧ください。①といたしまして、平成22年から平成27年度の本市におけるいじめの認知件数を小学校と中学校に分けてお示しいたしました。この数字は、文部科学省が毎年実施しております「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果でございます。

平成28年度の認知件数もすでに県に提出はしておりますが、確定している平成27年度の認知件数までをお示しいたしました。確定値ではないため口頭で失礼いたしますが、平成28年度はいじめの件数といたしまして県へ報告した速報値は、小学校45件、中学校63件、合計108件となっております。現在、いじめの認知に関しましては、文部科学省としてもいじめを初期段階のものも含め積極的に認知をし、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている。というように、極めて認知件数が多いことは肯定的に評価をされております。

本市といたしましても、先生方がこの程度はいじめではないだろうと楽観視することなく、いじめキャッチのためのアンテナを高く保ち、児童・生徒が嫌な思い、苦痛を感じている場合は積極的に認知をし、その解消に向けて適切な指導をしてほしいと考えております。なお、本市において平成28年度までに報告のありましたいじめ事案につきましては、そのたびごとに校内で組織的に対応し指導を行うことで、解消もしくは一定の解消となっております。

次に②といたしまして、いじめの対応別の件数をお示しいたしました。小学

校・中学校ともに、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといった、言葉によるいじめの割合が高く、全国と同様の傾向でございます。また、全国的にもインターネット等を通じたいじめが問題となっておりますが、本市も同様と言えます。また、平成28年度の対応につきましては、認知件数同様、速報値のため記載はございませんが、特徴的なところとしましては、小学校では3項目の「軽くぶたれたり、遊ぶふりをしたたかれたり蹴られたりする」。こちらが14件。中学校では、1番上の項目でございます。「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」。こちらが42件となっております。

他の項目につきましては、横ばいまたは減少をしております。この結果からも、小学校ではふざけあいやじゃれあいが重なり合えば、いじめにつながるということも含めて、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、いじめの初期段階から積極的に認知をしているというふうに捉えております。いじめの状況については以上です。市内の多くの学校で、いじめの認知があるという現状を踏まえ、さらにいじめ防止対策に努めなければならないというふうに考えております。

次に、資料1-2小田原市における各世代のいじめの認知件数をご覧ください。こちらについて説明させていただきます。この資料は、平成22年度から平成27年度のいじめの認知件数のデータを元にAからFまでの6世代について、各学年で認知したいじめの件数の推移をお示ししてあります。この推移から読み取れたことが3点ございます。1点目は、中学校1年生でいじめの認知件数が急増しているということです。表の中では黒い太い実線で囲ってございます。

2点目は、中学校2年生では認知件数が減少しております。細い点線の部分です。

3点目は、中学校3年生ではその数がさらに減少しております。こちらは太い点線で囲った部分です。以上3点でございますが、教育指導課といたしましては、中学校1年生で、いじめの認知件数が急増するという点につきましては、新しい学校に入学することで新たな人間関係が構築されることが大きな理由のひとつであると考えております。

特に通学の区域も広がって複数の小学校から集まる中学校では、1年生の夏休み前までに新しい友達が増えていく一方、それぞれの個性を理解されないままの早い段階で、人間関係のトラブルが起こることも少なくありません。そのような中、教員が発見をしたり、また子ども達自身から相談があったりして、いじめの認知にいたることが多いと考えております。ただし、6年生から中学校1年生にかけていじめが急増するという点は、あくまでも学校による認知件数の結果を見たときの話でございますので、その数字の増減だけを見て、いじめ防止対策が適切に行われているかどうかの判断をするというのは、少し難しいとも考えております。また、そのあたりにつきましては、今も行われていることもございますが、有効と思われる取組を考えると、中学校区単位での小中の連携、また

小学校まで関わりを持ってくださっている地域の方たちの継続した見守り、そして、県等から啓発の資料も配布されております。それから学校評議員や地域の懇談会等での周知も大切だと思っております。

なお、中学校2年生・3年生で認知件数が減ることについてでございますが、こちらにつきましては、中学校での学校生活全体の中でよりよい人間関係を築く力の育成に向けた取組、また、ひとりひとりの子どもへの支援の充実を図っておりますけれど、集団の中で人と関わる経験を積むことで、個人のコミュニケーションスキルや人を思いやる気持ちが成長し、人間関係のトラブルも1年生に比べると減っているということが多いと思われまふ。このようなことからいじめの認知件数の減にもつながっているかと思ひます。特に道徳の授業や自分を見つめる学級活動の時間、さらには集団の一員として運動会や文化祭など学校行事に向けての取組を行う時間も子ども達の成長を促す大切な時間になっていると思ひます。さらに3年生になりますと、最上級生として生徒会の活動を引っ張っていくなど、学校の中心として経験を重ねていくことから、さらに個人の成長がなされて認知件数も減っているものと捉えております。

最後に資料1-3をご覧ください。こちらは、2月に行われました、第2回小田原市いじめ問題対策連絡会の質疑の中でお話をされている内容ですが、ただ今お話をしました教育指導課の分析にないことでお話いたします。3つ目の矢印ですが、中学校では教科担任制をとっておりますので、担任の先生だけではなく部活動の顧問やそのほかの教科の先生など、多くの目で生徒を見ているという点で、多くの認知につながっていることも考えられます。また、中学生になりますとスマートフォンの所持割合が約8割ととても高く、夏休み前までにラインのトラブル等が急増しております。小学校でもスマホの保有率が年々高くなっておりますが、中学校の入学を期に購入するというようなお子さんが増えているようです。また、推移していない年もあります、小学校の3年生から4年生の推移につきましては、こちらは10歳の壁を乗り越える時期で、子ども達自身が主観的なものの見方から、客観的なものの見方にちょうど大きく成長する時なので、さまざまなことに気づきながらということで、数字の変化があるのではないかと捉えております。以上です。

嶋崎会長…ありがとうございました。この議題の議論につきましては議題3で行いたないので、ご質問のみお願いします。

田代委員…資料1-1の県への報告の数字ですが、県の報告と学校の報告は、「このお子さんについては、ある程度まとめて1」となると記憶しております。学校にあがっている数としてはもう少し違うということでよいのでしょうか。

指 導 主 事…県へはいじめが起こった件数を報告しております。県から文部科学省へ上がる数字は、いじめを受けている子どもの人数として報告しているので数え方が変わっております。ここについては、県と通して文部科学省への最終報告となっております。

田 代 委 員…例えば平成27年度で小学校46というのは、小田原市の小学校で46のいじめの報告があったということでしょうか。

指 導 主 事…小田原市内の小学校です。

小 倉 委 員：学校数ですか。人数ですか。

指 導 主 事…認知の件数です。

田 代 委 員：小田原市の小学校数と中学校数はいくつありましたか。

指 導 主 事…小学校25校、中学校11校です。

嶋 崎 会 長…小倉委員がご質問をさせていただいた部分だと思うが、いかがでしょうか。

小 倉 委 員…いじめの認知件数が上がっているのは、とても素晴らしいことだと思います。いじめの様態についても、よく分かってありがたかったです。

嶋 崎 会 長…先ほども申し上げましたが、ここはご質問だけにさせていただきます。次に議題2「いじめ防止等のための基本的な方針の改定について」ですが、国に動きがあったので事務局から説明をお願いします。

教育総務係長…資料2-2から参考資料1までを一括して説明させていただきます。それでは、資料2-2いじめの防止等のための基本的な方針について説明をさせていただきます。改定の概要については、この後、嶋崎会長から説明をさせていただきますので、事務局として重要と受け止めている箇所について説明させていただきます。昨年度、国のいじめ防止対策協議会での6回の検討内容が「いじめ防止推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」として公表されました。これについては、この調査会でも、昨年11月に議題として取り上げさせていただきましたので、今回の改定の方向性については、委員の皆様は概ね承知されていることと思います。

改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」について、重要と思わ

れるところを説明させていただきます。5ページをご覧ください。網掛けになっているところが今回の改定箇所となります。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するとされております。また、好意から行った行為が意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合などは、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するとされております。

8ページから12ページにかけては、国が実施する施策について記載されております。12ページをご覧ください。インターネットや携帯電話を使いたいじめについてですが、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になりうることや、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えることについての記載があります。13ページから23ページにかけては、地方公共団体等が実施する施策について記載されております。

19ページをご覧ください。今回の改定箇所ではありませんが、学校と地域、家庭が組織的に連携協働する体制づくりとして、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体等、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後子ども教室などが体制を構築する旨が記載されております。

20ページ下段から21ページをご覧ください。学校の設置者として実施すべき施策として、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することや、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動の充実を図ること。児童生徒が自主的にいじめ問題について考えることや、啓発の重要性、定期的なアンケート調査、個人面談等の必要な措置を講じること、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等との連携とともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化による業務負担の軽減等が記載されております。

22ページ下段をご覧ください。教育委員会が実施することとして、学校いじめ防止基本方針の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう各学校に指導助言するとされております。23ページ上段をご覧ください。教員評価においても、いじめ防止対策の取組状況を積極的に評価することを促すことや、教員評価への指導助言を行うこととしております。

23ページ中段から31ページまでが、学校が実施すべき施策についての記載となります。この部分が今回の改定で大きく書き加えられております。24ページの中段をご覧ください。学校いじめ防止基本方針を定める意義が記載されておりますが、この方針が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応ができることや、いじめが発生した場合の学校の対応

をあらかじめ示すことにより、児童生徒や保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止になるとしております。

また、24ページから25ページにかけては、学校いじめ基本方針策定やその中核的な内容として、いじめ防止プログラムの策定、早期発見・事案等対処マニュアルの策定、PDCAサイクルによる対策の点検評価、達成目標設定、達成状況をふまえた学校評価などが細かく記載されております。また、学校いじめ基本方針の策定にあたっては、検討段階から保護者・地域住民・関係機関に参画してもらうことが、その後の学校運営を円滑にするうえで有効であるとしております。

また、学校ホームページ等への掲載、入学時や各年度の開始時に「学校いじめ基本方針」を児童生徒、保護者、関係機関等に説明することとしております。26ページから28ページにかけては、「学校におけるいじめ防止対策組織」の詳細についての記載です。基本的には、学校が組織としていじめに対応することや、専門家の参画、組織そのものが児童生徒や保護者に認知されることなどが記載されております。28ページ中段には、この組織の構成員についても、具体的に詳細な記載があります。

29ページから31ページにかけては、学校におけるいじめ防止、早期発見、いじめが発生した場合の措置について、いじめ情報の適切な記録、いじめが解消している状態の定義、対処プランの策定などが記載されております。31ページ以降は、重大事態への対処ですが、これについては、資料3-2「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に詳細に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料3-2「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について、説明させていただきます。このガイドラインにつきましても、昨年度、国のいじめ防止対策協議会からの提言「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」において、ガイドラインの作成の提言を受け、平成29年3月に策定されたものです。主な趣旨は、「重大事態の被害者、保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められ、調査結果が適切に被害者や保護者に提供されないケースがある」として、重大事態の調査の進め方について、ガイドラインとして作成されたものです。このため、内容としても、重大事態の組織づくりから、調査、公表、などの各進行段階それぞれに、事前説明や個人情報保護などについてマニュアルのように細かく記載されております。

次に、参考資料1小田原市いじめ防止基本方針について説明させていただきます。この基本方針は、平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、神奈川県が策定した「神奈川県いじめ防止基本方針」を参考とし、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や学校教育振興基本計画をふまえ、平成26年12月に策定されたものです。今回の国の基本方針の改定を受け、神



奈川県においても、現在、基本方針の改定に対するパブリックコメント（7月7日から8月7日まで）を実施しております。本市としては、県の基本方針の改定内容をふまえ、市の基本方針の改定および各学校のいじめ基本方針の改定を行っておりますが、平成30年3月までに改定する予定です。資料の説明については、以上となります。

嶋崎会長…文部科学省が全国を6地区に分けていじめの指導者養成講座をしておりますが、そこで集まった先生方への配布資料を用意しました。簡単に説明させていただくので、少々お時間をいただきたいと思います。8枚目の資料2-1ですが、ガイドラインも基本方針も長文のため1ページで大事な箇所をまとめました。資料2-1は基本方針改定の概要ですが、先ほどの事務局の説明でも、けんかのところやいじめという言葉を使わずに指導するという話もありました。この定義については、今日は時間の関係で省略します。大きな2番目の学校基本方針については、(3) いじめに向かわない態度・能力の育成という言葉を使っております。法15条でも豊かな情操、道徳心、コミュニケーション能力の3つを育てなさいとありますが、さらにこの資料にも詳しく書いてあります。いじめに向かわない態度・能力の育成の中には、法の中にはない犯罪だということや規範意識をしっかりと育てるということが載っているのも後ほど見て欲しいと思います。これが学校のいじめの未然防止の取組に直接関わってくることだと思います。「必要である」というのも従来の表現からかなり厳しくなり、「プログラム化を図る」ということになっております。4点目として、組織も細かな規定になっております。今まで「考えられる。望ましい。」という表現が多かったが、「何々するものとする。」となっております。従来の組織で間に合わせるのではなく、きちんとした組織・体制作りをすることが厳しく書かれております。5点目は、先ほど説明があったため省略します。

6点目は周知をしっかりとするということです。入学時、各年度の開始時に周知徹底を図ることという文言が新たに入っております。大きな3番目、学校のいじめ組織ですが、ここでは(4)として校内研修。指導主事の先生がおりますが、問題行動調査でも校内研修数は今回入っていないですか。入りましたよね。

指導主事…はい。

嶋崎会長…校内研修をきちんとやりなさいと明記されているので、後ほど小田原のことを考える上で留意をしなければいけないと思っております。同じく大きな4番目の(2)、「既存の組織の活用」という言葉が消えております。その他のところは先ほどの話と重なりますが、大きな8番目の(2)「いじめの解消」について、従来の問題行動調査では非常にあいまいだったので、2つの条

件がつけられております。

3ヶ月間にわたっていじめのような行動が見られないということとともに、教師の目から見て大丈夫ということではなく、面談や子ども達や被害者の親が「今はない」という状況を確認するとはっきりと明示されております。ネットのことは先ほども説明がありました。基本的な方針については先生に読んでもらうために1ページで作ったのでご了解いただきたいと思います。

次に、資料3-1も趣旨は同じで、ガイドラインを校内の教職員に周知徹底を図ってもらうために1ページでまとめたので、いくつか紹介します。

大きな1番目の「学校の基本姿勢」はこの通りで、この6点についてきちんと把握する必要があります。大きな2番目の特に(3)は、生命・身体・財産の重大事態と不登校重大事態の2点の要件があります。不登校重大事態は、私的な意見も入りますが、勘ぐると保護者が子どもを登校させないで、私からすると明らかに虐待ではないかと思うのですが、これは重大事態だと言ってくるケースが非常に増えております。後ほど芦田委員からもご意見をいただきたいと思います。

私が関係しているある市で、ごく普通の好意からの行為だが、運動会の練習中に足の遅い子に「頑張ってね」と声をかけたところ、足の遅い子からすると非常にショックで、私がいなければいいのにと思われているのかと家で親に話をしたら、親がこれはいじめだということで、翌日から3日登校させず教育委員会にやってきたという例があります。これを重大事態にするか協議したところ、全会一致で重大事態に認定でした。こういうケースがこれから増えるだろうということを上申しておきたいと思います。

4点目は前からあったことですが、被害者及びその保護者から重大事態ではないかと言われたらもう重大事態であり、考慮の余地なしです。これは以前からそうなっておりますが、教育委員会によってはこの理解が進んでいないところがあります。第三者委員会を開いてどうするとやっているところもありますが、この申し出があったら重大事態として取り扱うということは、前回と変わっていません。大きな3番目の市長へ報告するというのは従来通りです。大きな4番目は調査組織の設置についてです。大きな5番目については、「いじめはなかった。学校に責任はない」という断定的な説明をしてはならないということや「家庭にも問題があるのではないか」という被害者等の心情を害する言動は厳に慎むなど、今回は具体的な言葉を出して説明しております。さらに、(4)の災害共済給付は従来もありましたが、子どもを登校させないでにおいて精神科の先生に診てもらい、適応障害という診断書を持ってきて「学校に行けなくなった。これは適応障害である。その原因はいじめである。従って災害給付金を請求する。」といった際、これは大抵認められております。今回改めて国の方針では、これを学校はしっかり説明しなさいということになりました。私はこれに対し

ては、これまで疑義を持っていましたが、むしろしっかり説明をすると明記されております。(8)の遺族が自殺との説明を了解しない場合では、学校・教育委員会が隠蔽していたとずいぶん叩かれたという事例があります。千葉県松戸市で、ベトナムのお嬢さんが亡なられた事件の起こるひと月くらい前に中学3年生の女の子の自殺がありました。実は、学校は心不全で亡くなったと校長先生が朝礼で説明していたのですが、心不全ではないだろうというネットへの投稿が非常に多かったです。

最後に、大きな6番の2点目は、文書管理規則に基づき面談の記録や教員のメモが開示対象になるかどうかは、きちんと確認しておきなさいということです。小田原市でも規定があると思いますが、場合によっては教員のメモが出される事態があるので、学校に周知徹底する必要があります。再度申し上げますが、長いガイドラインを1枚にまとめたので分かりにくいと思いますが、周知徹底が必要なことをまとめました。以上で、議題2の資料説明は終了します。この部分で、先ほどの事務局の説明もありましたが、ご質問があればお願いします。

(質疑・意見等なし)

嶋崎会長…この部分を踏まえて本日のメインの議題3に入りますが、もう少し説明が必要なところがあれば、そのときに事務局から説明をお願いするとして、進めていきます。議題3の議論を進める上で追加資料が参考になるので、事務局から説明をお願いします。

指導主事…追加資料1について説明させていただきます。本市ではいじめ防止について、児童生徒が積極的に関わる取組を進めること。その重要性を捉えまして、児童生徒一人ひとりがいじめについて自分のこととして問題意識を持ち、いじめ防止に向けて自ら行動することができる力を育てていきたいというふう考えております。

そこで、こちらの資料をご覧ください。こちらは市内小学校25校、中学校11校より報告された、現在行われております児童生徒が積極的に関わる取組についてまとめたものでございます。各校からそれぞれ報告されたものを1番上の資料で大きくまとめさせていただきましたので、少し詳しく説明をさせていただきます。小学校の傾向といたしましては、いじめという直接的な内容ではなく、言葉について考えるなど、相手の気持ちを考えてお互いを認め合える関係の土台作りを力を入れた取組が多く行われております。

多くの学校で行われていることといたしましては、例えばあいさつ運動です。5年生から6年生が行っている委員会活動など、児童会が主体となり、あいさつ月間、強化月間等を設定して、子ども達自身が門や昇降口に立って朝のあいさつ

運動等に取り組んでおります。また、学校ではよく聞きますが、ふわふわ言葉やちくちく言葉というような嬉しくなる言葉や悲しくなる言葉をこのような表現の仕方子ども達は慣れ親しんでおまして、道徳などの授業で、このようなことを学習して、その学習したことの土台を基に言われて嬉しかったこと、相手に伝えたい嬉しい気持ちなどの心があたたかくなるような言葉をカード等を書いて校内に掲示したりということで、全校への活動というふうに広げていくところが多くございます。

また、3点目の異学年集団での活動ですが、1年生から6年生までで構成される縦割り班で、よく「なかよし班」という名前と呼ばれたりもしますが、その異学年の集団で運動会の協議を行ったり清掃をしたり、または休み時間に一緒に遊んだりというような活動を多く行い、交流を図っております。また、児童会のスローガンですが、全校でみんなが仲良く楽しく安心して学校生活が送れるような生活目標を定めまして、その目標に対して自分達はどんなことをしていこうかというような具体的な取組を各クラスや学年で考えて実践しているということが多くございます。

中学校につきましては小学校とはまた少し違いまして、いじめやスマホというように、今度は直接的な具体的な取組が多くみられます。例えばありがとう集会、仲間のよさを探そう週間等では、生徒会が主体となりまして、1週間の期間の中で仲間の良いところを探してそれを寄せ書きのようなものにして互いのよさを認め合えるような活動にしたり、生徒会が主体ですが、傘下にあります学年委員会やまたは部活動という形で、全校で協力しながらみんなで居心地のよい学校づくりを進めていくこともございます。

アンケートですが、いじめや携帯・スマホの使い方等について子ども達自身の主導によるアンケート調査をまず行いまして、その結果について各クラスで話し合いをし、そこから子ども達自身が自分達のルールを作っていく等のような活動も行われております。

こちらはNHKの番組を活用したものでございますが、「いじめをノックアウト」という番組がございまして、そこで100万人行動宣言ということで、いじめに対して「自分はこういう行動を行うよ」というような宣言を書くような活動がございます。そのようなものに参加をしながら全校集会等も行っているようなこともございました。

また、スクールバディの活動については、神奈川県教育委員会とNPO（特定非営利活動法人）の協働事業ですが、昨年度は城南中学校で取り組んでおります。いじめ防止教室をまず行い、そこから生徒達自らがいじめ防止に向けた取組を行うグループを立ち上げて、自ら「スクールバディになります」と名乗りをあげて活動をして、今年度も続いております。

最後に、異学年集団での活動は、小学校からも行われているものですが、学校

行事または学校生活の中で、1年生から3年生までの縦割りグループを活用して、よい先輩後輩の関係作り等を行っております。いずれにしましても、それぞれの発達段階に合わせて豊かな人間関係の構築や居心地のよい学校づくりに努めているところです。以上です。

嶋崎会長…今のご説明の中で、ご質問等がありますか。

(質疑・意見等なし)

嶋崎会長…それぞれご専門の立場から、施策のご提言をいただけると大変ありがたいと思います。その前に、先ほどご説明をいただいた国の基本方針の資料2-2別添2、学校におけるいじめ防止早期発見、いじめに対する措置のポイントに、実際にこんな方法があると書いてあります。特に2ページの事務局が網掛けをしていただいた「いじめに向かわない態度・能力」という言葉を国は使っております。法教育ではないが刑事罰、裁判例のこともやりなさいと網掛けで出ております。国は、ここは具体的に書いていますが、ここも参考にしながらご発言をいただけると大変ありがたいです。

南委員…幅広く書いてあり、網羅するのは大変だと先生方の苦勞を感じます。いじめの被害の問題ですが、被害を受けた人がどういう心境に陥って、その後どういう状態になるのかという話は中学生にならある程度してもいいと思います。我々は病院なので、重大事例の人がくるわけです。大体いじめを受けたお子さんは「自分はダメだ」と自己評価が下がり、うつ状態になっていることもよくあります。もうひとつは、対人不信が非常に強まってしまいます。もちろんいじめた子どもに対してもそうですが、まわりで見て見ぬふりをしている人に対する不信感もあります。残念なことに、支援しているまわりの大人への不信感も出てくることがあります。たまたま私達が診療をしている方達だけかというところでもないようで、最近はそういう方が大人になってどういう心情でいるのかという報告もあったり、テレビでも随分放送がありました。今話したような問題はある程度あり、いじめを受けた方は成人であっても健康度が下がっているという報告があります。そのくらい将来に禍根を残す大きな問題だと言ってもいいのではないかと思います。もちろん、加害している人もそうですが、まわりでハラハラしながらみている多くの子達に動いてもらえればと思います。

田代委員…方策ではなく1点目は苦言ですが、認知件数が少ないのではないかと思います。私は他の自治体でも調査委員会をやっており、同じように件数をみていますが、小学校1学年で3桁位あがっているところもあり、小学校は6学年ある

ので、600件くらいは普通にあります。中学校はこのくらいの数字だったので、中学校ではいじめ防止対策推進法が伝わっていないと言わせてもらいました。今の方針の改定もありましたが、そもそもの法律の定義からいうと、トラブルがあればそれはもういじめといった形で捉えるしかないと思います。そうなると、小学校で46件はあり得ないと思います。いじめとしてあげることに對する抵抗感がまだあるのかと思いますが、そういう情報共有ができていないと、いずれ何か起こった時に、これしか上がっていないのかと叩かれてしまうのは、どちらかという最終的には学校だったり市という形になってしまうので、そこは、将来的に何かあった時の防御策ではないが、やっていただいたほうが、一法律家としてはいいと思います。

他自治体でも本人等のアンケートからの認知件数はゼロで、どちらかというまわりの大人の報告が多かったと認識しております。教員中心になってしまうと思いますが、そういうアンテナの高さを研修等でしてもらえるといいと思います。今年になってまだ要望がないのでやっていませんが、学校で「いじめ予防授業」を生徒に対して授業をしております。子ども達も分かっていることはありますが、教員というより、保護者やもっと広げると地域の方を含めた大人に對するそういう知識や経験や感性が、まだ今のところや不十分だったりするので、そういうことができないかと最近思っております。一弁護士だとどうすればいいのかというところもあるので、小田原市でお声がけをいただけるとありがたいです。

小倉委員…認知件数の神奈川県のア平均数は出ているのですか。

田代委員…今は資料がないが、たしか出ているはずだ。

小倉委員…事務局はどうですか。

指導主事…先日行われた文部科学省での各校の児童生徒指導の先生が行った研修会では、神奈川県は児童1,000人あたり9.0人の報告があったとされております。全国平均は、1,000人あたり16.5人なので、神奈川県全体としてもまだまだ認知件数は低いです。先ほども話しましたが、文部科学省としてはしっかり認知をしていきましょうということで、今は認知件数が低いほうが問題視をされておりますので、田代委員が件数が増えることにまだまだ抵抗があるとも仰っていましたが、しっかりと認知件数が上がっていくことが必要だという話がありました。

小倉委員…小田原の46は数字的にはどうなのでしょう。

指導主事…メモ程度のもので確実な数字ではないが、1,000人あたり7.8人くらいで県から比べてもまだ少ないという印象です。

小倉委員…今回各小学校、中学校でしている取組はとても面白かったです。皆さん色々やっているなと思いました。いじめがない状態というのは、どんな子でも安心して楽しく学校へ通い、勉強や生活ができる状態だろうと思ったときに、通常のお子さんへの取組だけではなく、発達障害も含めた障がいを持つ子どもがどうい状態にいるのか、学校全体の中で障がい児がどういう位置づけで受け止められているのか、みんなの中で排除されずにいるのか、LGBTの取組だったり、他の人と違うお子さん達が本当に安心していられるクラスになっているのが大事だと思います。LGBTや障がい児への取組はもっとしていると思いますが、そういうことも含めて、それぞれの違いや多様性が認められる学校づくりをアピールしてもいいと思います。

いじめへの対応といえはこういうことかなと学校の先生が書いているのですが、全部をひっくるめて色々な子どもが安心して生活できる場になっているのか考えるといいと思います。そうしてみると、いくつか気になったのは「みんなが仲良くなりましょう」「友達100人つくりましょう」など、みんな一緒に何かをすることをスローガンにする学校がありましたが、ひとりでいたい子がひとりで安心していられることのほうが本当は大事だと思うので、そういうところは心配になりました。

もうひとつは、先ほど南委員が将来的に禍根を残すことを、もう少し学ぶことがあってもいいとお話がありました。私は保育なので思い出したのですが、素敵な絵本がたくさん出ていて、シンプルな図案で、「この子は本当はどう思ったんだろう」と考えるとかそういう本がいくつかあるので、知っているのをリストアップしてお伝えできたらと思います。図書や学級文庫で取り入れたり、プログラムで使ってもらうことも考えていけるのかと思いました。NPOの取組やNHKのいじめ関連キャンペーンへの参加もとても面白く、ぜひこの成果をお聞きしたいと思います。

芦田委員…認知件数に関しては、田代先生のご指摘も含めてですが、私が昨年から非常勤で大学でソーシャルワークを教える立場で、障がいのある子どもに対するいじめを取り上げていた中で、何かしらいじめにひっかかったお子さんや、いじめた・いじめられた両方の経験したお子さんを小学校4年生から中学校3年生までの6年間のデータをとると約90%以上という数字があり、その数字を学生に紹介したら、かなりの学生が反応をしました。

18歳から19歳の大学1年生から2年生くらいの授業なので、数年前に中

学校にいたそれだけの学生が何かひっかかる数字だと思ってくれたのは、彼らにとって学校の中のいじめが何かしら身近なものだったのだろうと思います。そういう意味では田代先生のご指摘もそうですが、もう少し認知件数があってもいいと思います。大変だろうが、発見するのはすごく大事だろうと思います。

昨年のこの委員会で申し上げましたが、いじりという言葉に置き換えて考えてしまうことが、まだまだ現場はあるのかなというのは、改めて考えていかなければいけないし、田代委員がおっしゃる通りで、トラブルはいじめだというのはあると感じました。

2点目は、嶋崎委員の追加で、学校におけるいじめ防止の早期発見の措置で、別添2-2の3ページですが、東日本大震災のことが書かれております。横浜のいじめも引っかかってくるのですが、別の地域の小学校の複数の校長先生から、「福島からの転校生を断ってくれと親から言われている」とほぼ同時に言われたことがあります。横浜で起きたことも、放射能が移るとか、福島の人には放射能を撒き散らしているとか、そういう認識の親がまだまだ沢山いるのかと、中学校の校長先生からの苦情というか愚痴という形で聞かせてもらいました。

私は福祉の世界に長年おりますが、障がい者のグループホームを作ろうとすると、障がい者が来ると値段が下がるからやめてくれとか、横浜市職員だった時代には、高齢者の施設は必要だが障がい者の施設はいらないので高齢者の施設だけ作って欲しいと反対運動が起きるなど、差別意識が生まれてくるのが、今の日本の社会全体としてあるのかなと思います。

先ほどご指摘があったとおりで、スクールソーシャルワークの研究者で大阪府立大学の山野教授がよく言っていますが、義務教育は出生届の次に全数把握ができる機会であって、幼稚園・保育園は100%ではないので引っかからないが、みんな引っかかるのは入学の時で、出生届さえ出していれば間違いなく引っかかるので、そこでケアしていくことが大事だと言われております。

親御さんに話をしていく場面は、もしかしたら小学校の場面、もしかしたら中学校の場面で、親御さん自身が持っているであろう差別意識を問いかけたり、虐待を含めてそういう話をする機会があってもいいと思います。差別的な言い方もかもしれませんが、そういうことをしてしまう親はPTAで講話や講演会があっても大体参加しないで、一生懸命勉強しようとする方が参加するのが通例だったりします。入学式と卒業式という大きな2大行事にはほとんどの親御さんは来るので、そういうところをきっかけに先生方も意識したり、またPTAと一緒に啓発していく必要があるのではないかと感じております。

もう1点は、資料3-2いじめの重大事態の調査という中で、自分が元行政職だから違和感がありました。11ページの記録の保存では、公文書公開法なり公文書公開条例が出来た時に、私は福祉の職員だったが、言われたのは基本的に役所が持っているものは、メモでも何でも公開の対象で公文書と言われました。残



していく以上は文書の管理規定に基づいて保存すべきであると厳しく言われたと思います。小田原市ではないが、別の自治体の先生と中学校の生徒指導の会議に出席した時に、その地域ではいじめのアンケートはほぼ1年で廃棄していました。田代委員のご専門の領域だが、民事訴訟の時効は5年なので、廃棄していると訴訟に逆に耐えられなくなるのが気になります。

学校は保管のスペースの課題もあるでしょうが、例えば1年たったら電子記録やPDFやファイルに落として保存し、何年かしたらCDRを物理的に破壊して個人情報消す工夫がないと、本当に重大事態が出てしまったときに、文書がないとそこで叩かれてしまうことが起こりうると思います。ご遺族の感情を考えると、隠したいから保存しなかったのかと感情的な形で対立を生んでしまうことが気になりました。文書をどう管理するかは、教育総務課の行政職の仕事の部分だが、どう作成するか、どう保管するかは文書の基本なので明文化したほうがいいと思います。

嶋崎会長…小田原市としてどんな点に留意して基本方針を再考するかを具体的に委員の先生からどんどん意見が出ていますので心強いです。さらにたくさんの意見を出して、基本方針改定の際にお役に立てればいいと思います。思いつくままで結構なので、意見を出していただければと思います。保護者の方へ両委員から出ているが、今回、学校の方針を入学時や各年度の開始時に児童生徒と保護者、関係機関への周知とありますが、そういう時に先生がおっしゃったようなことができるといいですね。

芦田委員…箱根町の子育て支援課の虐待に関わっていますが、虐待を学校が通告をすることに対して親は抵抗があります。学校が売った感覚があり、実際クレームが学校にくることも多々あります。虐待については、児童虐待防止法第5条で学校の責務であると書かれていることを入学時に伝えようということで、ここ数年だが、学校として虐待と疑われることを発見した時は児童相談所や市役所の子育て支援課に通告すると、入学式で説明することをすでに取組としてはやっております。箱根町の1万3千人と比べると小田原市は人口10倍以上の規模の大きな自治体なので単純にはいかないだろうが、隣の町ではやっております。

嶋崎会長…今日は、学校の関係者の方もおいでになっていただいております。今、文書のことを話題になっているのでお聞きしたいのですが、例えばいじめの記録をどのくらいの期間持っていないといけないのか、学校の認識はどうですか。

中学校長会代表…例えば1年生で起こった案件は卒業するまでは取っておく発想を持っていますが、5年間という発想はあまり持っていません。メモ等は、かなり細かく取っ

たり、コンピューター上に時系列で対応等を残さないと共有化が図れないし、「言った、言わない」を問われることになりますので、皆が共通認識できるものを残すように対応しております。コンピューター上で残っているものを何年保存するかは、まだ学校では定めていないので、お話いただいた記録の保存をどこまでどんなものをどういうふうにとというのは、ぜひお示しいただくと、学校としては大変助かります。

嶋崎会長…例えば、記録の仕方ですが、ある県の会議では、先生方は「母親が激怒した」とか情緒的な表現が多いです。例えば「保健室のA先生に聞こえるくらいの声でこう言った」とか具体的な表現が必要ではないかと会議で申し上げました。市としての学校への研修会で、文書管理規定のことを知りたいと思いますか。

中学校長会代表…法務的な相談をした時に、「高圧的な態度をとられた」という記録の残し方をしましたら、それでは具体性に欠けると言われたことがあります。実際にどういう形で暴言を吐かれたのか、感情的な部分をしっかりと捕らえた表現で残すべきで、できるだけ具体的にどういう場面でどんなことを、しっかりと発言の内容的なものに触れるようにとお話をいただきました。今、残している記録は、こちらがどう言った、あちらがどう言われたか、それがどういうふうな内容だったのかを具体的に残せるようにしているので、結構細かくなってしまいます。ある場面の一部だけを抜き取られて、それを持って加害者、被害者側の訴えになってしまうことがないようにとご指示をいただいて記録を残しております。ある部分では、非常に細かくなってしまっている状況です。

嶋崎会長…例えば、校長会でそういう情報を共有する機会があるのですか。先生の個人的にですか。

中学校長会代表…私が知り得た情報はできるだけ校長会で紹介するようにしています。

嶋崎会長…全体が共有できる機会があるといいと思います。

中学校長会代表…校長会では学校ごとの事例を紹介し、情報交換をしております。先ほどの「高圧的な態度」という書き方ではいけないというのも共有しております。

小倉委員…先日、田代委員がされた神奈川県弁護士会のいじめ防止法の取組のお話の中で、学校内で考える際に、学校に常設のいじめ防止委員会をつくるというお話があったがどういうものなのでしょう。

田代委員…弁護士会の子どもの日記念行事として、立法に携わった小西議員をお呼びして、方針の改定も含めて、いじめ防止対策推進法のポイントのイベントを、一般市民の方を集めてやりました。また、横浜市の原発いじめ問題に携わった弁護士会の弁護士からも、どういうことがあったのか報告をしました。その時に、小西議員からよく出ていたのは、資料2-1でいうと大きな2番目(4)のいじめ対策組織の取組として、「考えられる」「望ましい」を、「ものとする」とか「必要」と書かれたことや、「既存の組織ではいけない」ということです。今までは、学校の教員中心で作り、対策していればよしとしていたが、教職員だけではなく外部の方を入れて、さらにそういう組織があることを生徒にもお知らせし、生徒がその組織に言えば何か解決できるというものを作ることが小西議員の講演の主なことです。今の質問は、そういう組織はどうですかということですか。

小倉委員…学校いじめ対策委員会を作ると言ってらっしゃるが、そんな組織があるのかと思いつつ話を聞いていました。

田代委員…法律上は義務で、各学校で作られているはずなので、作っていると思います。今回の方針を受けて、外部の方、少なくともスクールソーシャルワーカーを入れないといけなくなります。

小倉委員…各学校の委員にソーシャルワーカーを入れるということですか。

田代委員…そうです。おそらくそれが周知されていないので、今も法律上はあるはずですが、保護者に伝わっていないので、その周知をしておいたほうがいいです。

嶋崎会長…今いただいている意見は、今日の最後の議題にひっかかってくるので、この調子でお願いします。今、田代委員から、子どもが気楽に言っていける場所があるといいと話があったが、そのアイディアはいいですね。

田代委員…そのために教職員が普段接しているのでもいいと思いますが、かえって担任の先生には言えないこともあると思うので、組織としてあると、生徒も保護者も安心できるだろうと思います。

小倉委員…スクールバディの取組は、困ったことがあればここに言えばいいという安心感があると思います。最近、いじめが匿名通報できるアプリを千葉県で導入したニュースがありましたが、ネットを使ってそういうことができるのはいいが、お金がかかるのかなとも思いました。

芦田委員…授業のアンケートの続きですが、授業後の福祉を何故学びたいのかというアンケートでは、支援級の子供達、障がいのある子どもとの出会いの中で勉強したいので福祉に来たという学生が結構いるという印象があります。今日はいじめの対策会議なのですが、いじめに特化せず学校の日々の教育全体の営みの中で、支援級はインクルーシブの話だったり、小学校6年生や中学校3年生で人権に触れる中で、道徳とは別に人権を授業の中で膨らましていじめの話をしたり、日々の教育活動の中でやれることはあるのではないかと学生達の感想を見て思いました。

いじめに特化するのには苦しいというのは、大津のいじめ対策室の方とたまたま研修で一緒になったのですが、大津の場合、いじめに特化されたので、いじめ以外の相談は別の所管を案内してかえって面倒くさいことになっており、虐待の通告でわざわざ電話をしてくれたのにかえ直してもらおうという話を聞いております。学校は色々なツールがあると思うので、先生方のアイデアを私達も勉強させてもらいたいです。もしかしたら、いじめ対策ということではなく、学校の色々な資源のある中で、できることはあるのではないかと学生のアンケートを見ながら思いました。

嶋崎会長…いじめに特化しなくても人権教育や障がい児の理解も大事なことです。

田代委員…文書の関係ですが、行政文書は、組織のために取得して組織のために用いる文書が定義です。個人的に作ったものとなれば別だが、おおよそ職務上作ったものや取得したものは、メモも含めて基本的に行政文書に該当します。5年保有というのは、どこから5年かというのが分かりにくいですが、民法上の不法行為は、行為があった時から3年間、行為があったが何も知らない時は20年間で消滅します。いじめは、あった時から3年間と考えてよいと思います。少なくとも3年間保有しなければいけません。ただいじめは場合によっては継続的なものだったりもするので、どこが3年間の最初のスタートとするかが難しいです。アンケートをいつまで保存すればいいかという問い合わせがあった時は、小学校だと中学校にも続いてしまう可能性もあるので、卒業後も少なくとも3年間は保存したほうが良いと伝えました。中学校も同じです。小学校から中学校は、私立へ行くこともあるが、小学校が引き金になっていることもあるので、その情報共有も必要なポイントです。

芦田委員…私は福祉行政にいましたが、高齢者はお亡くなりになってから5年間保存するのが規則でした。田代委員のおっしゃるように、民事上の時効が3年なので、3年でもいいのかもしれませんが。例えば、転校があると何とも言えないところもあります。小学校1年生で取られたものは、卒業してから3年、5年保存とな

ると、学校としては保存期間が長くなるのでハードの問題も出てくるでしょうが、過去に遡る事例の場合は、市や学校としての責任を明らかにするという意味では、そういう手間が必要だろうと思います。福祉行政からの応用になってしまいが、参考にしていただければと思います。

嶋崎会長…小田原市のいじめ防止基本方針の改定に向けて、具体的に出していただいているのでありがたいです。気づいたことのご指摘でもよいのでお願いします。道徳教育の充実や特別活動もありますが、国の言葉を使うと、「いじめに向かわない態度・能力」についてはいかがでしょうか。芦田委員からも教育の中で色々やっているという話がありましたが、基本方針に盛り込んだほうがいいのかないのでしょうか。私は、今、子ども達の援助要請力が弱まっていると感じていて、助けてくださいと言えないので、この力を伸ばせないかと思います。また、法的にまずいこと、南先生の言われたように、とにかく大変なことであることを意識してもらいたいと考えます。

南委員…大人はすごく大変なことだと思ってこういう会議もしていますが、やってはいけないとか、止めないといけないと子どもにモチベーションを持ってもらうのが大きいと思います。目が行き届かないので、何でいけないのか、まずいのかを知ってもらい、意識してもらうのが大事です。もうひとつは、小倉委員が発達障害の関連で発言されましたが、拒否する力です。いじめられる子はやめてと言えず、問題がどんどん大きくなってしまいます。こういう言い方をするのはよくないので、いじめられやすい子は意識して拒否する練習や主張する練習をしていくといいと思います。

嶋崎会長…最近学生の論文で、いじめられる子は物が言えないからいじめられる、いじめられるほうにも原因があると約8割の学生が言うが、それではいけないですよ。今のご意見は大変参考になりました。田代委員、こういうことを学校でやったほうがいいのかという法教育はありますか。

田代委員…法教育で言うとルール作りですが、神奈川県弁護士会法教育委員会に私も所属しております。小田原市だと三の丸法律事務所にいる村松先生が法教育に力を入れていて、私もそこに参加して授業をさせてもらっております。昨年、学校の教職員を集めて法教育のルール作りのイベントをしました。ある店がカラオケをしていて非常にうるさい。向かいのコンビニは、カラオケのおかげで売り上げがあるからいい。隣の人のはうるさくて嫌だ。隣の魚屋は朝早く起きて仕入れをしないといけないから、夜遅いのは困る。そういう皆の意見や権利を上手くバランスを取れるかという授業で、力をあわせてルール作りをしてお互いの意見や

立場の違いをみていく設定で行いました。

違う弁護士会では法教育委員会でいじめ防止授業をしていて、神奈川県では子どもの権利委員会の部会としてやっているのですが、若干住み分けが変わっているのですが、いじめ予防授業は前々回にここで話をしましたように、実際の裁判例を元に、実際あった行為を説明して、その結果どうなったのかを生徒に話をしております。津久井であった実際の自死事案なので、該当する子が自殺したということも伝えております。本当に簡単なところから自殺につながってしまうということを教える授業をしております。津久井の事件は日常ある行為からですが、東京で最初に行った時は、皆さんご存知かもしれませんが葬式ごっこ事件をテーマにしているので、最後の葬式はかなりインパクトがあります。基本的に中学生対象ですが、小学生にもしたことがあります。最初は私も大丈夫かなと思ったのですが、小学校6年生にしても大丈夫なことが分かったので、そういうことも参考にして欲しいです。

嶋崎会長…小倉委員、先ほど私も耳を傾けましたが、絵本の魅力活動等はいかがですか。

小倉委員…あの子と遊ばないほうがいと皆が言うが、「何で」と誰かが言う「あのこ」という絵本があります。まつたにみよこ氏の「私の妹」という絵本もあります。

嶋崎会長…私のいた学校の生徒会が、いじめに関わる読書感想文コンクールをすることになって、その話を聞いてすぐに図書室に駆けつけたのですが、いじめに関する本が2冊しかなかったということがありました。心も大事ですが、物的な整備を市としても力を入れて欲しいと感じました。

芦田委員…親がいじめを理由に登校させないというのは、私も経験したことがあるのですが難しかったです。いじめを理由に調査委員会を立ち上げないといけないので立ち上げましたが、行政対象暴力とっていいのではないかとこのところまでいってしまった例で、そうになってしまうこじれ方は避けないといけないのですが、最終的にはどんな結果であれ自分達の望む結果以外認めない、謝罪しろと大騒ぎになったことが過去にあり、非常に難しかったです。幅広く解釈しなければいけません、一方で親がそうになってしまうと、どういう形で收拾しないといけないのか、別の会議かもしれないが、考えていかなければいけません。

南委員…私は、具体的などころからしか話ができませんが、いじめがありこじれて大変な被害にあった方が外来にいらしたり、極端なことを言う親がいたり、病棟でクラスのようにいじめが起きて対応することがあります。極端な事態になってしまう場合は、結局法的な措置であったり、あるいは校長先生や教育委員会の先生

方に指導力を発揮してもらえないのかなと思います。また極端なことが起きた時に、大多数の平均的な子どもや平均的な親など、周りの人が止められるようにしておくことが大事なんだろうと思います。

先ほどいじめを受けた方には深刻な被害があると話をしましたが、そういういじめについての教育であったり、いじめに遭った際にどういうふうに拒否するか、あるいは援助要請力の強弱という問題もあるので、一般的な話になってしまいますが教育的な内容で取り組んでいただくのが大事なのだろうと思います。その場合大事なのは動機付けで、大人がいくら言っても子どもは動機付けがないとやってくれないので、そういうところから考えていただけたらと思います。

田代委員…研修に関しては、こどもの日の行事でも、登壇した弁護士の先生が言っていました、知りたいことがあれば行くといってくれていました。弁護士のそういうことに関わっている人達は抵抗がなく行くので、もっと利用して欲しいと思います。僕が行ってやらせてくださいといっても学校の先生は受け入れがたいと思うので、ぜひ弁護士を使うことにハードルを下げてもらいたいと思っております。いじめ重大事案の調査に関するガイドラインは、我々がしっかりやっていないといけないことですし、東北での報告も我々みたいな第三者委員会が言ってしまう問題になって、更迭や第三者委員会の変更になってしまったので、我々がこういうことがあると認識していかないといけないと思っております。

小倉委員…本も思い出したらまた伝えます。傍観者だったり、自分が嫌と言えたり、傍観者がやめなよと言えるようなロールプレイングでやっているキャッププログラムがあります。前に私も受けましたが、弁護士会のプログラムなど、いくつかプログラムをすぐに使えるように準備をしておき、必要な時に各学校がメニューとして選択して使えるような準備ができているといいと思いました。「みんなでこれをやりましょう」だと、各学校にも事情があり一斉にやっても意味がないので、そういうストックがあり、現場が欲しい時にすぐ使える仕組みができるいいと思いました。

嶋崎会長…私のいた東京都杉並区、今委員会をしている松戸市にもあります。小倉委員がおっしゃるように、学校ですべてこれをやりなさいといってもできないが、とても便利に使っております。とてもいいアイデアだと思います。たくさんのご意見をいただきました。時間の関係もありますので、ここで事務局にお返しします。

教育総務係長…それでは、議題4その他として、委員の任期及び再任について説明させていただきます。お手元の「小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿」をご覧くださいと思います。この委員会の任期は、平成27年8月1日から平成29年7月

31日までの2年となっております。次期の任命につきましては、引き続き、皆様をお願いしたいところですが、精神科医の南先生におかれましては、診療が大変お忙しいということで、ご退任されることになりました。後任につきましては、子どもの精神科の医師が非常に少ないことや大変多忙であること、小田原市いじめ防止対策調査会規則第3条に、「医師」とありますことをふまえ、次期につきましては、小児科医の方をお願いしたいと考えております。次期調査会委員の選任については、今月の教育委員会定例会に提出し、承認をいただいたのち、皆様に委嘱状をお渡ししたいと考えております。なお、教育長から南委員に一言ごあいさつがございますので、お願いいたします。

教 育 長…南委員のご退任につきましては、私から一言申し上げさせていただきます。南委員におかれましては、大変ご多忙のところ、本調査会にご参画いただきまして本当にありがとうございました。なかなか接することのできない子どもの精神科医としての見地から、先生には貴重なご意見を多々いただき、大変感謝しております。なお、これはお願いになりますが、万一、重大事態が発生した際には、子どもの精神科医の所見等が必要となりますことから、その折には神奈川県子ども医療センターのご協力がいただければと考えております。南委員におかれましては、改めて多大なご尽力をいただき感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

教育総務課長…嶋崎会長、議事進行ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましても、様々な貴重なご意見いただきましてありがとうございました。私どもも今後、基本方針の改定作業を進めていくわけですが、参考にさせていただきたいと存じます。また、随時、ご意見をメールなどでお聞きすることもあると思いますが、その節はどうぞよろしくお願いいたします。先ほど担当から説明いたしましたように、8月1日から新たな任期として改めましてよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。これにて閉会させていただきます。